

文京区子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例案の主な内容

1 文京区子ども・子育て会議条例について

(1) 改正理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、文京区子ども・子育て会議条例（平成25年6月文京区条例第31号）において引用する条文に変更があったため、規定の整備を行う。

(2) 新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）<u>第七十二条第一項</u>の規定に基づき、文京区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第二条 子育て会議は、<u>法第七十二条第一項各号</u>に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>第三条から第八条まで (略)</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、令和五年四月一日から施行する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）<u>第七十七条第一項</u>の規定に基づき、文京区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第二条 子育て会議は、<u>法第七十七条第一項各号</u>に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>第三条から第八条まで (略)</p>

2 文京区保育所における保育に関する条例について

(1) 改正理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、文京区保育所における保育に関する条例（昭和62年3月文京区条例第11号）において引用する条文に変更があったため、規定の整備を行う。

(2) 新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条（略） （保育所における保育）</p> <p>第二条 保育所における保育は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）<u>第十九条第二号</u>及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの保護者が同法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定を受けた場合又は法第二十四条第五項若しくは第六項に規定する措置を採る場合に行うものとする。</p> <p>第三条から第十二条まで（略）</p> <p>付 則 この条例は、令和五年四月一日から施行する。</p>	<p>第一条（略） （保育所における保育）</p> <p>第二条 保育所における保育は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）<u>第十九条第一項第二号</u>及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの保護者が同法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定を受けた場合又は法第二十四条第五項若しくは第六項に規定する措置を採る場合に行うものとする。</p> <p>第三条から第十二条まで（略）</p>

3 文京区立認定こども園条例について

(1) 改正理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、文京区立認定こども園条例（平成27年10月文京区条例第68号）において引用する条文に変更があったため、規定の整備を行う。

(2) 新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条（略） （定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 教育及び保育 法第三条第二項第二号及び法第六条の規定に基づく教育及び保育をいう。</p> <p>二 一号認定利用 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）<u>第十九条第一号</u>に該当する児童の保護者が市町村（特別区を含む。以下同じ。）から同法第二十条第一項の規定に基づく認定を受けている場合に、当該児童が認定こども園を利用することをいう。</p> <p>三 二号・三号認定利用 子ども・子育て支援法<u>第十九条第二号</u>又は<u>第三号</u>に該当する児童の保護者が市町村から同法第二十条第一項の規定に基づく認定を受けている場合に、当該児童が認定こども園を利用することをいう。</p> <p>第三条から第二十条まで（略）</p> <p>付 則 この条例は、令和五年四月一日から施行する。</p>	<p>第一条（略） （定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 教育及び保育 法第三条第二項第二号及び法第六条の規定に基づく教育及び保育をいう。</p> <p>二 一号認定利用 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）<u>第十九条第一項第一号</u>に該当する児童の保護者が市町村（特別区を含む。以下同じ。）から同法第二十条第一項の規定に基づく認定を受けている場合に、当該児童が認定こども園を利用することをいう。</p> <p>三 二号・三号認定利用 子ども・子育て支援法<u>第十九条第一項第二号</u>又は<u>第三号</u>に該当する児童の保護者が市町村から同法第二十条第一項の規定に基づく認定を受けている場合に、当該児童が認定こども園を利用することをいう。</p> <p>第三条から第二十条まで（略）</p>